

第7分科会

学童保育の民営化を考える

助言者 木村 雅英^{きむら まさひで}（大阪自治体問題研究所）

世話人 賀屋 哲男（全国役員・連協職員）・森元茂利（福岡・保護者）

2013年以降、「多様な運営主体のなかでの学童保育拡充の課題」「運営主体の多様化がすすむ学童保育」と名称を変更して、分科会を実施してきました。「放課後児童健全育成事業実施要綱」上に運営主体についての制限がないこともあり、企業運営の学童保育が増えるなかで2019年には、「企業運営」の部分の切りわけて、「運営主体の変更・多様化する学童保育」と「企業が運営する学童保育」のふたつの分科会を行うこととしました。

市町村の委託、指定管理者制度で運営される学童保育では、「人材確保・運営の効率化」「サービスの拡充」を理由とした企業参入が広がっています。また、補助事業として運営される学童保育では、企業の事業拡張にともなう参入が増えています。そのなかで、この分科会では、「学童保育の民営化を考える」と名称を変更し、行政が果たすべき公的責任とはなにか、運営体が果たすべき役割はなにかを確かめます。保育の内容、雇用のあり方等の実態を交流し、保護者と指導員がこれまで培ってきた子どもをまんなかにした学童保育を行うための運動の課題を確かめます。

これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度の導入、民間への委託、民営化などによって、運営主体を変更されていることがあります。また、2020年4月にスタートした会計年度任用職員制度の導入にあわせ、公営の学童保育を民間企業等へ委託する市町村もあります。企業参入の移行時には「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがありますが、企業の利益にならなければ、サービスの質（この場合は保育の質）、あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

自治体担当者や事業者が、日本国憲法、児童福祉法、「子どもの権利条約」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、「放課後児童クラブ運営指針」を理解しないままに、この事業に携わっている例も散見されます。その場合、子どもにとっての「最善の利益」を守るという理念が置き去りになり、大人本位の学童保育になっている場合があります。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることと、実施主体である市町村が学童保育をよりよくするために主体性と責任をもって事業を展開することが求められています。そして、私たちが培ってきた学童保育の役割と指導員の仕事を確かめ、世論としていくことが重要です。